

2年間の活動ふりかえり

これまでの一般質問

議員になる前からの問題意識、市民の皆さんの声を受けて、市政を問いました。



令和4年 3月

子どもの読書推進のとりくみについて

糸島市図書館の利用率及び貸出密度が年々減少し、子どもの不読率は年々増加、図書館から距離のある校区の利用率が低い傾向があるという課題がある。糸島市図書館での子どもの読書推進の取り組みについて聞きました。



令和4年 6月

1. 中学卒業以降の子どもおよび保護者の不登校やひきこもりの相談窓口や対応について

2. 自治会活動のデジタル化について
自治会活動の負担軽減、担い手不足の解消などのため、自治会のデジタル化の支援を提案。



令和4年 9月

糸島市の男女共同参画の推進について

審議会等への女性登用のさらなる推進、結婚や子育てで離職した女性のリカレントや経済的自立に向けた就業支援の必要性、男女の賃金格差が少なく、長きにわたって必要となるスキル取得について、聞きました。

令和4年 12月

1. 市民参加のまちづくりについて

「糸島市まちづくり基本条例」には、市民参加や市の説明責任が明記されています。市の附属機関及びこれに準じる機関の会議の開催の周知をすること等を求めました。

2. 小中学生とその家庭への福祉的支援について

全国的にも、糸島市でも「暴力行為」「いじめ」「不登校」の児童生徒数は増加しています。その要因は様々で、特に福祉的課題解決を支援する専門職・スクールソーシャルワーカーの増員の必要性について聞きました。

令和5年 3月

1. 市長の施政方針について 「未来社会で輝く子どもたち」について

子どもまんなか社会に向けて「子どもの声」をどう聞くのか、聞きました。



2. 高齢者の生活交通の確保について

オンデマンドバスの無いエリア、自主運行バスへの支援も求めました。



令和5年 6月

1. 不登校児童生徒とその家族の支援について

「孤立」を課題と捉え、地域との連携、多様な教育機会の確保に焦点をあて、不登校児童生徒の学習評価を適正に行う仕組み等を聞きました。

2. 糸島市の子ども支援の方向性について

3. 「子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させる」ことについて

4. 放課後子ども広場について

令和5年 9月

1. 糸島市の福祉専門職の人材育成や活用の方針について

福祉専門職を行政の中で生かすことが市民福祉の向上に繋がると考えます。人材育成、配置、採用計画について聞きました。

2. 保育園等へのソーシャルワーカーの導入について

家庭の支援を早期に行うため、また保育士のサポート役として、保育園へのソーシャルワーカーの導入の検討を提案。

3. 帯状疱疹ワクチンの公費助成制度の導入について

令和5年 12月

市民の力を生かして文化芸術を感じる糸島に

社会包摂の視点も踏まえ、糸島市での文化芸術振興計画の策定を提案。



あなたの声を市政に届ける

無所属・市民派
さとうみちこプロフィール

子育て 教育・人権 働き方 地域福祉 対話

2022年より糸島市議会議員、糸島在住15年
1970年、北九州市門司区生まれ、門司高校、北九州市立大学卒業
大学非常勤講師(国際福祉論、ボランティア論、ファシリテーション)、子育て支援の地域活動

さとうみちこ 通信 第10号

2024年(令和6年)4月

ご挨拶

さとうみちこ通信第10号をご覧いただき、ありがとうございます。
令和4年1月31日の選挙で初当選をし、2年がたちました。
市議会議員の任期は4年。折り返しです。
今回の通信は、これまでの活動のふりかえりも掲載しています。
これからもますます役割が果たせるよう、情報発信にも努めていきます。

市政報告会のお知らせ

- 大入** 令和6年5月7日(火) 13:00~14:30
■大入公民館 (糸島市二丈福井2762)
- 前原** 令和6年5月12日(日) 15:30~17:00
■前原コミュニティセンター

もくじ

- 令和6年第1回糸島市議会定例会(通称:3月議会)の報告
・ 令和6年度はこんな事業があります!
・ 一般質問
- 2年間の活動ふりかえり

議員ってどんなことしてるの?

日々の活動を紹介します

1

子どもの遊び場のスタッフ。ここで会った子どもから、相談がありました。

市民意見の把握



2

福岡県女性議員ネットワーク「女性議員に対するハラスメント研修」



議員の仕事については、「議員の活動原則」として明記をされています。これをもとに、活動をしています。

調査研究



3

宗像市にある子どもの自立サポートセンター「ホープ」の視察。

市民への説明責任



4

定例会ごとの市政報告会。いつもたくさん意見が出てにぎやか。

糸島市議会基本条例

第5条「議員の活動原則」

糸島市議会議員(以下「議員」という。)は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、次に掲げる活動原則に基づいて誠実かつ公正に活動しなければならない。

- (1) 市民の代表として、市民意見の把握に努めること。
- (2) 不断の研さんに努め、市政に関する調査研究を積極的に行うこと。
- (3) 議会活動について、市民への説明責任を果たすよう努めること。
- (4) 議会が合議制の機関であることを認識し、議論による合意形成に努めること。

関連する市の動き

- 令和5年4月より審議会等のリスト、実施状況をホームページで公開
- 令和5年4月より自治会活動に対して、アドバイザー派遣事業スタート
- 令和5年度に女性の再就業支援として「女性デジタル人材養成講座」を開催。
- 令和6年度に糸島市の文化振興計画の策定の準備。
- 福祉専門職である社会福祉士は、継続的な採用を今後も検討。福祉専門職としての専門性の向上を進め、いずれは組織横断的な事業統括や政策立案を行える職員になるよう育成を進める。

SNSはこちら



さとうみちこの近況

メールやご紹介などでの市民相談をお受けすることもあります。この相談から、政策提言に繋がったり、市民全体にかかわることが見いだされたりすることもあります。個人の利益誘導はできませんが、日々の暮らしが改善するような目線を大切に活動します。



発行者
さとうみちこ
TEL.080-4310-1104
satomichikoitoshima@gmail.com